



平成 27 年 11 月 25 日

各 位

会社名 アキレス株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 守
(コード番号: 5142 東証第1部)
問合せ先 取締役CSR担当兼人事総務本部長兼
コンプライアンス本部長 荒木 謙一郎
(TEL. 03-5338-9201)

自己株式の取得、自己株式立会外買付取引 (TOSTNET-3)
による自己株式の買付け及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得、
自己株式立会外買付取引 (TOSTNET-3) による自己株式の買付け及び
会社法178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、平成27年11月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議するとともに、会社法178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上を図ると共に、経営環境の変化に対応した資本政策の遂行を可能とするため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得の方法

本日(平成27年11月25日)の終値(最終特別気配を含む)157円で、平成27年11月26日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類	普通株式
② 取得する株式の総数	2,100,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.13%)
③ 株式の取得価額の総額	329,700,000円(上限)
④ 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

3. 自己株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の数	5,000,000株及び上記2により取得した自己株式の全数
(3) 消却予定日	平成27年12月22日

(ご参考) 平成27年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	185,053,226株
自己株式数	5,573,921株

※消却する株式の数は、上記2による自己株式の取得が完了した時点で改めてお知らせいたします。

以上